掛川市教育委員会定例会議事録

会 議 名	令和４年11月掛川市教育委員会定例会			
場　　所	掛川市役所南館　会議室			
開催日時	令和４年11月29日（火）　午前10時00分から午前11時44分まで			
出 席 者	教育長	佐藤嘉晃	教育部長	山梨　実
	教育長職務代理者	戸塚忠治	教育政策課長	尾崎和宏
	委員	岩尾千佳子	こども給食課長	鈴木英雄
	委員	橋山鈴代	学校教育課長	柳瀬昭夫
	委員	馨　敏郎	図書館長	後藤晶子
			こども政策課長	大石哲也
			こども希望課長	石田梨江子
			教育部政策官	鈴木知子
			教育政策課主幹兼教育政策係長	水谷忠史
			教育政策課教育政策係指導主事	太田浩徳
			教育政策課教育政策係指導主事	沢田佳史

１　協議事項
（1）　教育部　令和４年11月補正予算（案）について　（教育部）

２　報告事項
（1）　制服のあり方検討事業について（11月報告）　（教育政策課）
（2）　部活動地域展開推進事業について（11月報告）　（教育政策課）
（3）　掛川市学校ネットパトロールの結果報告について（10月）　（教育政策課）
（4）　11月の給食まんてん便り及び献立表について　（こども給食課）
（5）　掛川市内小中学校のあらわれについて　（学校教育課）
（6）　掛川市教育委員会指定研究について　（学校教育課）
（7）　令和４年度公益財団法人村岡財団助成事業「ＪＡＸＡ講演会」について　（学校教育課）
（8）　生理用品の学校での取り扱いについて　（学校教育課）
（9）　「こどもとしょかんまつり2022」開催報告について　（図書館）
（10）　令和４年度子ども読書活動推進計画に係る読書アンケート調査について　（図書館）
（11）　図書館だよりについて　（図書館）
（12）　えほんむすびについて　（図書館）
（13）　きとうこども園建築工事の進捗状況について　（こども政策課）
（14）　令和４年度特別支援を要する子の状況（園）について　（こども希望課）

１　開　会

教育長：教育委員会11月定例会を開会します。

２　教育委員会10月定例会議事録の承認について

意見はなく、承認された。

３　事務報告及び行事予定報告

教育部長から事務報告及び行事予定について、主な事項の説明があった。

４　協議事項

(1) 教育部　令和４年11月補正予算（案）について
教育政策課主幹から協議資料１のとおり説明があった。

意見はなく、承認された。

５　報告事項

(1) 制服のあり方検討事業について（11月報告）
教育政策課長から報告資料１のとおり報告があった。

委員：制服の小売りに関して、市内の小売店の組合はないですか。
教育政策課長：全市的なものはないです。大東は団体的なものはあります。商工会が取りまとめるような形です。他のところはバラバラなので、それぞれと調整を取りながら進めています。
委員：これから実際に制服ができて、保護者と子どもが注文に行ったり、購入したりする時に、販売店の言っていることと、教育委員会が言っていることと、齟齬があってはいけないと思います。組合のようなものがあれば、そこを通して、販売店に徹底させることもしていかなければいけないと思います。
教育政策課長：販売店は儲けに直結することもあるので、様々な情報が入ってきます。そこはある程度いろいろなものを考慮しながら、行政ができることは公平性なので、それを揺るがさないような形で進めていきたいと思っています。
委員：お下がりの制服をバザーで買っていたりしますが、それができなくなります。制服を最初に購入する時に、どれくらい負担が軽減されるのでしょうか。結局のところ最初にお金が必要だと思います。保護者の方たちの話を検討委員会でされますか。
委員：そこまで細かくわからない方が多いのではないかと思います。段階を経てもう少しでまとまった情報が出てくるのではないかと思います。私は検討委員として参加しながら、骨太な改革だと思っています。資料の最初に「他律から自律へ」で、自分で社会を変えられると思っている日本の子どもが20％弱しかいなくて、８割くらいの子どもが社会を変えられないと思っています。世界の中で珍しい状況になっていることから始まっていて、制服の改革だけでなく、校則についても話し合うという流れになっています。今この時代に、日本の若者の弱いところを変えるということも含めて、しかも経済的負担もそれほどもたらさないこと、使い回すというリユースのことも含まれているので、時期が来ないとまとまった情報が出ないと思います。ブレないでいいことをやっていると思いながら、着々と進めるのがいいのではないでしょうか。検討委員会でも藤枝市の青島中学校を改革された先生が委員長ですが、「掛川市はすごいですね」と取り組みの先進性、最終的には子どもの自律を目指していくことはすごいという話なので、ぜひあまりブレないように進めていければいいのではないかと感じています。

(2) 部活動地域展開推進事業について（11月報告）
教育政策課長から報告資料２のとおり報告があった。

委員：学校の支援に入った時に、低学年の１年生、２年生の保護者の方がかなり知っていました。「中学校の部活動がなくなっていくから、これから習い事で運動させようと思っているけれど、ずっと続けていくことを考えていくと何にしようかすごく迷う」という話をしていました。徐々に話題になってきていると思います。
教育長：子どもたちがやりたいこと、習い事ではないですが、いろいろと選択できるようにしていきたいと思っています。まだ移行まで時間がありますので、その間に子どもたちのニーズに対応する受け皿となる団体をどれだけ立ち上げられるかの課題もありますが、できる限り早く進めていきたいと思います。

委員：スポ少が中学生の年代まで延長されれば、特に周辺部で活動しているところが、通うのが遠くなってしまうということもあるので、スポ少の年齢的な延長は可能性があるのではないかと思います。

(3) 掛川市学校ネットパトロールの結果報告について（10月）
教育政策課長から報告資料３のとおり報告があった。

委員：合唱祭の内容は読むと感動的なので、ついつい載せてしまうのでしょうか。
教育政策課長：インスタグラムのストーリーは、友達のことを好きと載せて出して、誰かわからないように､顔も微妙に隠しているのですが､そういう内容のものが結構多いです。中学生はツイッターよりも、インスタグラムの使い方が多いです。絵と音楽と多少の文字とで、今の子どもたちには親和性が高いのではないかと思います。ツイッターの基本は文字です。

(4) 11月の給食まんてん便り及び献立表について
こども給食課長から報告資料４のとおり報告があった。

(5) 掛川市内小中学校のあらわれについて
学校教育課長から報告資料５のとおり報告があった。

委員：ヤングケアラーの定義はどうなっているでしょうか。
委員：自己犠牲、自分のことより家族のことを優先する。
学校教育課長：法的な定義でしょうか。
委員：調査するには、当然基準があって、それに該当する児童生徒が何人いるという調査になると思いますが。
委員：どこまでがお手伝いなのか。
委員：兄弟姉妹の世話とか、保育所への送迎は、親もしっかりしていて、少しお願いする形で任せられてお手伝いの一環でやっている可能性もあります。親が全く育児を放棄していて、お兄ちゃんお姉ちゃんがやらざるを得ない状況なのでしょうか。
学校教育課長：厚生労働省のホームページで、法令上の定義はないということです。一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っている子どもとされていますということです。いくつか例は載っていますが、家族に代わって幼い家族の世話をしているとか、障がいや病気のある家族に代わって買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をしているなど10項目ほど、ヤングケアラーはこんな子どもたちという例が載っています｡これについても子どもたちの自己申告になるので､本当のお手伝いなのか、それとも日常的にやらざるを得ない状況なのかは、個々のケースを見てみないと何とも言えないというところはあります。
教育長：子どもたちに調査するにあたっては、わかりやすいように絵でもってこういうことをやっているか、大まかに聞いています。福祉も関連して心配なところは学校と連携して市教委へ情報を入れてもらい、状況把握に努めています。
委員：支障が出ている小学生、中学生については、当然学校とかいろいろなところで支援していると思いますが、支援の状況とかはどうでしょうか。
学校教育課長：学校生活は、宿題とかも含められると思いますので、宿題がなかなかできないケースもあるのではないかと想定されます。学校に来てしまえば、学校では通常に生活をしますが、特に家族への世話があるのでやむを得ず遅刻してくるといった報告は上がってきていません。宿題については、支援員が対応しながらサポートするとか、休み時間に対応するとかは行っていると思います。
委員：行っている本人がすごくストレスになって、気持ちが落ちないようなケアができるといいと思います。お手伝いとして行っている子どもたちは苦労している分、大人になった時にそれが身になっていくと思います。今は実感がなくて苦しいかもしれないけど、

その苦しさを誰かが少しでも理解してくれるとうれしいと思うのではないでしょうか。

学校教育課長：そういうところに苦しみのある子については、心の相談ノートで「おうちのこと」で上げてくれるお子さんがいて、具体的には何も書いていないので、何かしらあるのではないかと思います。場合によっては子どもがスクールカウンセラーに相談する時間を作って、困り感を吐き出せるようなことも行っています。

(6) 掛川市教育委員会指定研究について

学校教育課長から報告資料６のとおり報告があった。

委員：西中学校の教育研究発表会に参加して少し感じたことですが、研究テーマが「働き方改革」ということで、これが子どもたちの授業であるとか教育にどう関わってくるのかが非常に関心があって行きました。教育課程のいろいろな工夫であるとか、特に先生方が子どもたちにいろいろなことを委ねることによって、子どもたちがいろいろ考えて主体的に動く。働き方改革は、一言で言うと「子どもたちの成長を促す」そういった取り組みで非常に良い研究だと感じました。それから益川先生が、「教育観の転換へ」をテーマで進めていましたが、益川先生の話の中で、「研修観」という言葉が出てきました。先生方に少し時間が生れたり、日常的に自分が勉強する中で、やりがいを持って勉強する。だいたい研修というと、私たち現役の時からも官制の研修、初任研とか10年研とかでしたが、そうではなくて、自分が関心を持って、おもしろがって行う研修が非常に大事だということを感じました。それから、申し込みの段階で、掛川市内の先生方とか、他所からの先生方からという二つのサイトがあったと思いますが、この前中央小の校長先生に、かけがわ教育の日にお会いして、外部から来た方については、「教職を目指す学生とかが居たのですか」と聞いたのですが、そういう方はいないとのことでした。私が思ったのは、授業を見ていても、子どもたちを活かす授業であって、西中の３年生の授業ですが、今大学へ行って教職を目指している学生が、自分たちが授業を受けてきた時の授業のスタイルとはガラッと違う。そして、先生方もおもしろがって勉強している姿を見た時に、教職を目指そうとする子どもたちや学生が増えるのではないかと思いました。例えば、静大の教育学部だと附属の小中学校を持っているので、そこへ行って教育実習をやる学生が多いのですが、母校へ戻って掛川市内の自分の小中学校へ行って教育実習を行った時に、随分自分たちが教わってきた授業と違っているという新たな感激みたいなものがあるので、こういった指定研究の機会に、教職を目指す学生たちに研究発表を見においでということができてもいいのではないかと感じました。

学校教育課長：ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりだと思いますので、案内通知をどこまで出すかを検討していきたいと思います。

委員：指導主事の連携も非常に良かったと思います。主席指導主事が講評した時に、何人かの指導主事の先生が、この授業の講評を報告して、それをすぐに講評に活かしてお話をされていました。講評そのものも非常に的を射たすばらしい講評だったと思います。

(7) 令和４年度公益財団法人村岡財団助成事業「ＪＡＸＡ講演会」について

学校教育課長から報告資料７のとおり報告があった。

(8) 生理用品の学校での取り扱いについて

学校教育課長から報告資料８のとおり報告があった。

(9) 「こどもとしょかんまつり2022」開催報告について

図書館長から報告資料９のとおり報告があった。

(10) 令和４年度子ども読書活動推進計画に係る読書アンケート調査について

図書館長から報告資料10のとおり報告があった。

(11)図書館だよりについて
図書館長から報告資料11のとおり報告があった。

(12)えほんむすびについて
図書館長から報告資料12のとおり報告があった。

(13)きとうこども園建築工事の進捗状況について
こども政策課長から報告資料13のとおり報告があった。

(14)令和４年度　特別支援を要する子の状況　（園）について
こども希望課長から報告資料14のとおり報告があった。

６　その他

(1) 次回以降教育委員会定例会の日程について

ア　教育委員会12月定例会
令和４年12月21日（水）　午前10時30分
大東学校給食センター　２階会議室

イ　教育委員会１月定例会
令和５年１月25日（水）　午後１時30分
掛川市役所南館　会議室

(2) その他の予定について

ア　第61回静岡県市町教育委員会研修会
日　時：令和４年11月30日（水）　午後２時～午後５時
形　式：オンラインによる開催
会　場：委員自宅

イ　学校訪問
令和４年12月２日（金）　中小学校　　橋山委員

ウ　総合教育会議（第２回）
日　時：令和５年１月25日（水）　午前10時30分
場　所：掛川市役所５階　全員協議会室

(3) 教育委員会研修視察について

ア　県内施設
(ｱ) 日　程：令和４年12月８日（木）　午後１時30分～午後３時30分
(ｲ) 視察先：富士市立富士川第二小中一貫校（松野学園）

７　閉　会

教育長：教育委員会11月定例会を閉会します。

署　名

以上について、掛川市教育委員会会議規則第16条第３項の規定により署名する。

令和４年12月21日

教　　育　　長

教育長職務代理者

教　育　委　員

教　育　委　員

教　育　委　員

教　育　部　長